

がしまる

2008

2

月号

平成20年 No.349

発行/沖縄県文化環境部県民生活課

電話(098)866-2187

沖縄県県民生活センター

電話(098)863-9212

身の回りの製品、正しく使っていますか？

暖房器具は使い方を誤ると火事などの事故が起こる危険性があります。製品を正しく使って快適な冬を過ごしましょう。

電気ストーブ

【事例】子ども部屋で電気ストーブをつけたまま寝ていたら、布団が電気ストーブに接触して火がつき、住宅を全焼した。(平成17年11月 愛知県)

就寝するときは必ず電気ストーブの電源を切りましょう。周囲に燃えるものがあると危険です。接触したり、直接触れていなくても出火する場合があります。

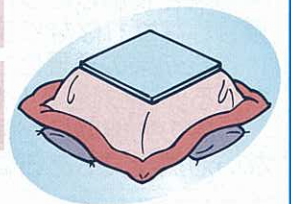


電気こたつ

【事例1】座椅子が電気こたつの電源コードに長時間載っていたため、電源コードが断線、ショートし、出火して居間と台所を焼いた。(平成15年7月 山梨県)

【事例2】電気こたつの中に洗濯物を入れて乾かしていたため、洗濯物が異常に過熱され、電気こたつと畳の一部を焼いた(平成13年6月 宮城県)

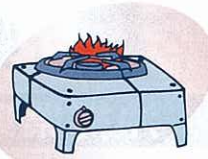
こたつは正しく据え付けて使いましょう。こたつの中で洗濯物を乾燥させてはいけません。



カセットこんろ

【事例】カセットこんろに大きい鍋を使用していたら、ガスボンベが爆発し、カセットこんろの下に敷いていた新聞紙が燃えて住宅と物置を全焼した。(平成16年7月 長野県)

カセットこんろを覆う大きな鍋や鉄板を使用すると、ガスボンベが過熱され、ボンベ内の圧力が異常に上昇して爆発する場合があります。また、指定外のガスボンベを使用したり、取付が不完全だと、ガスが漏れて引火するおそれがあります。



ガス湯沸器

【事例】集合住宅の台所で3人が倒れているところを発見され、病院に運ばれたが、一人が一酸化炭素中毒で死亡した。(平成16年12月 広島県)

小型ガス湯沸器を使用する際は、窓を開けるか換気扇を回すなどして換気しましょう。換気が不十分だと一酸化炭素中毒を起こし、死亡に至るおそれがあります。

★★★★★ここに注意！不完全燃焼のチェックポイント★★★★★

- 使用中にたびたび火が消える。
- 機器の上部がすすなどで詰まっている。
- 炎の色が赤みを帯びて輪郭がぼけている。
- 機器の前面の塗装が部分的に黒く変色している。

※当てはまる項目があれば使用を中止し、販売店かガス会社に連絡しましょう。

平成19年度 県民生活センター 上半期(4~9月)相談状況

消費生活相談件数は**5,114件** (苦情**4,909件**、問合わせ**203件**、要望**2件**)

- ◆上半期相談の特徴・・・マルチやマルチまがい商法で消費生活の被害が増えています。
- ◆被害をもたらしている商品・・・イオン整水器、健康食品、ネズミ講(投資関係)、無認可共済、化粧品

家庭用治療器具「何にでも効く」で誤使用 ~上半期相談事例より~

相談内容

近所の空き店舗に、日用品が格安で購入でき、健康についての話が聞ける店が開店した。高齢の父は数回通ったところで「何にでも効果がある」と勧められ、腰などに巻いて使用する電気治療器具を購入した。「何にでも効く」を鵜呑みにし、目の病気を患っている母の目に治療器を巻きつけ使用したところ、網膜が傷ついてしまった。

処理概要

「何にでも効く」などと薬事法に抵触するようなセールストークでの購入で、誤使用により危害が発生しているなどの問題があることから、県民センターから販売店へセールストークの問題点や危害について説明し解約交渉した。

販売店は「何にでも効く」という説明をするはずがないと言いながらも、使用方法が理解されていないために起こった誤使用の危険性を考慮し、無条件で解約に応じることになり、商品は販売店へ返送、商品代金は消費者へ返金された。

アドバイス

「腰痛改善」「健康のため」等の様々な目的で、家庭用電気治療器具類が販売されています。購入に至る経緯は、このケースのように店舗に集められ健康講座で話を聞いて良いと思ったからとか、また健康器具を無料で試しているうちに、店舗が閉鎖するので自宅用に格安で販売するからと言われ断り切れずに契約したり、あるいは販売員の訪問を受け購入したりと様々です。

家庭用治療器具類は薬事法で医療機器に該当するため、「疲労の回復」「血行をよくする」などの一定の効能効果を表示したり、広告したりするためには、医療機器として承認を受けるか、または定められた基準に適合しなければなりません。

効能効果の表現については、薬事法や医薬品等適正広告基準により様々な規制がなされ、「あらゆる病気が治る」「絶対治る」などの表現は認められていません。そのような表現を使った場合は違法行為となります。

一定の効能効果を認められた治療器具でも、効果については個人差があり、また既往症があると使用できない治療器具もあるので、購入の際はセールストークに惑わされないで慎重に判断してください。

みんなで支えるよい暮らし 消費生活で困ったときはまずご相談を!



県の相談窓口

沖縄県県民生活センター

098-863-9214

宮古分室

0980-72-0199

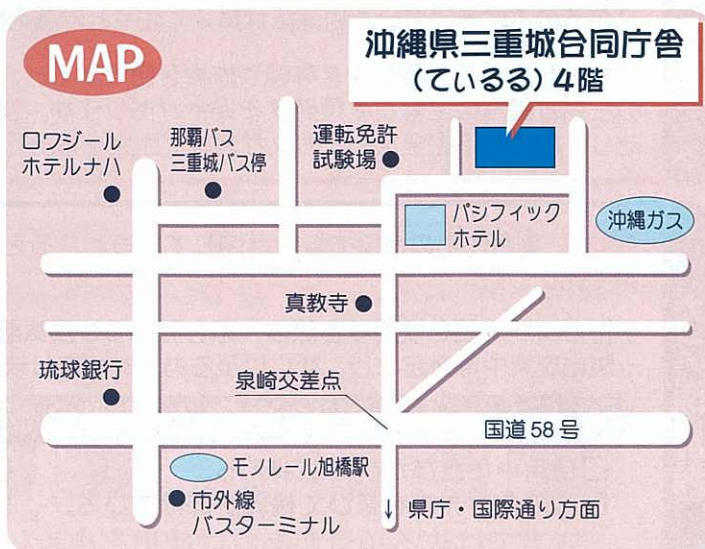
八重山分室

0980-82-1289

【相談時間】

午前 9:00 ~ 12:00 午後 1:00 ~ 4:00

月曜日~金曜日(※土日・祝日・年末年始は休み)





長年ご使用の家電製品にご注意ください!!

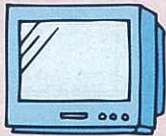
長い間使用している家電製品はありませんか？家電製品も人間と同じように寿命があります。劣化した古い家電製品を使い続けると、発火やけがなどの事故につながるおそれがあります。下記のチェックポイントにひとつでも当てはまる場合は使用を中止し、買い換えをするか、販売店やメーカーに連絡して点検を受けてください。

扇風機



- モーターがうるような異常な音がする。
- 焦げ臭いにおいがする。
- モーターが異常に熱くなる。
- スイッチを入れても羽根が動かない。
- 羽根の回転が遅くなっている。
- 羽根が異常な振動音を出しながら回っている。
- 電源コードを触れたり折り曲げたりしたら、動いたり動かなくなったりする。
- スイッチを入れても動かない時がある。

テレビ



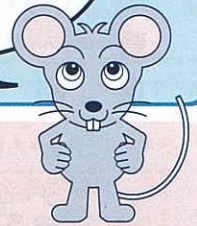
- 電源スイッチを入れても映像や音が出ないことがある。
- 電源スイッチを切っても映像や音が消えないことがある。
- 上下、左右の映像が欠けたりする。
- 変な匂いがしたり、煙が出たりする。
- 誤って水をかけたことや、内部にごみ等の異物を入れてしまったことがある。

洗濯機



- 給水ホース継手部や本体下部から水漏れしている。
- 本体が傾くなど不安定になっている。
- アース線が外れたり、取り付けられていない。
- 焦げ臭い匂いがする。
- 運転中に異常な音や振動がある。
- 運転中に脱水層のふたを開いても止まりにくい。

毎月、第2火曜日
(火二(ひに)注意)
は、**製品安全点検日**
でチュー



エアコン



- 電源コードの一部やプラグが触れなくなるほど熱くなる。
- 焦げ臭い匂いがする。
- エアコンから水漏れしている。
- 室外ユニットの架台やつり下げの取付部分が腐食したり、ゆるんだりしている。
- 電源プラグの差込部が変色している。

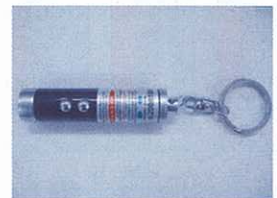
その他の家電製品についても、古くなったものは「異常がないか」よく確認をしましょう!

玩具用レーザーポインターは販売が規制されています!

レーザーポインターとは、もともとは会議等で指示棒の代わりに用いられる製品ですが、これと類似した安価なレーザー玩具(レーザー光を遠くに放つ玩具)があります。

レーザー光は、平行光線でエネルギー密度が高いため、出力の高い光線が目に入った場合、急激な視力低下、網膜の損傷等の危害が発生するおそれがあります。

レーザーポインターは文具専用と認められる製品で、本体に右のPSCマークが付されているものに限って販売が認められています。文具用であってもPSCマークがないものや、レーザー玩具の販売は禁止されています。



販売されていたレーザー玩具の例



PSCマーク

平成20年度開催予定移動講座のご案内

県民生活センターでは、主体性のある消費者として豊かな暮らしをするために必要な知識についての各種移動講座を実施しています。いろいろな場において消費生活の問題について講座を希望する団体等は県民生活センターまでお問い合わせ下さい。

No.	講座名	対象	趣旨及び研修概要	実施時期・期間	開催場所
1	児童生徒を対象とした消費者教育講座	小中高校生	消費者トラブルに巻き込まれないための知識の習得	随時	希望学校等
2	教員を対象とした消費者教育講座	小中高等学校教員	消費者教育の実践的な知識を習得する	〃	県民生活センター及び希望学校
3	介護者向け講座	介護に携わっている者	介護をするうえで必要な消費知識の習得	〃	希望施設
4	高齢者向け消費者教育講座	老人会	悪質業者を見抜く知恵の習得	〃	地域の公民館等希望施設
5	消費者教育講座	女性団体	消費生活の担い手である主婦層に必要な消費知識の習得	〃	〃
6	移動講座	希望団体	消費に関する講座を場所を限定しないで実施し、理解者の拡大に努める	〃	希望施設
7	特別講座	希望者	消費生活の特別なテーマに関する講座	〃	〃
8	親子実験教室	小中学生とその保護者	簡易な商品テスト(糖度想定等)を行うことにより、消費生活に役立つ知識を習得させる	7月～8月	県民生活センター及び希望箇所

申込方法等

問合わせ先：863-9212
 申込方法：申込書を郵送またはFAX
 費用：無料
 資料等：当センターにて準備します

講座テーマ例

- ・携帯電話のトラブルに巻き込まれないために
- ・身近な契約の基礎知識
- ・消費者トラブル対処法
- ・高齢者を狙う悪質商法
- ・清涼飲料水に含まれる食品添加物



お買物ガイド

★消費生活推進員の調査結果から詳細なデータが必要な方は、ご連絡下されば提供いたします。

【石油製品価格】

平成19年10月～12月

- ◎この表は、全41市町村を対象に消費生活推進員が調査したものの一部です。
- ◎値段には消費税を含みます。
- ◎プロパンガスは(基本料金+使用量)の価格です。
- ◎毎月15日～18日の間に消費生活推進員が聴き取りによる調査を行います。

